

湖西市条例第 43 号

湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 16 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

湖西市子育て支援センター条例（平成 22 年湖西市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 22 年法律第 64 号」を「昭和 22 年法律第 164 号」に改める。

第 4 条第 5 号を次のように改める。

- (5) 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業及びこれに準じて市が独自に行う事業に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（湖西市のびのび預かり事業条例の廃止）
- 2 湖西市のびのび預かり事業条例（平成 17 年湖西市条例第 10 号）は、廃止する。